

南禅寺草川公園 越境枝剪定作業 仕様書

1 業務名

南禅寺草川公園 越境枝剪定作業

2 業務の目的

公園内の大きく茂った高木の枝が西側の隣接マンション敷地に越境し、建物やベランダに接触して支障が生じているとともに枝折れ等の危険性があるため、越境枝の剪定作業を行うものである。

3 履行期限

令和7年9月12日まで

4 履行場所

南禅寺草川公園（左京区南禅寺草川町38-8）

5 業務範囲

別紙位置図、写真

6 業務内容

隣接マンション敷地に越境している高木の越境枝の剪定作業を行うこと。

【対象木】

クスノキ 1本、イロハモミジ 1本、アオダモ 2本

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

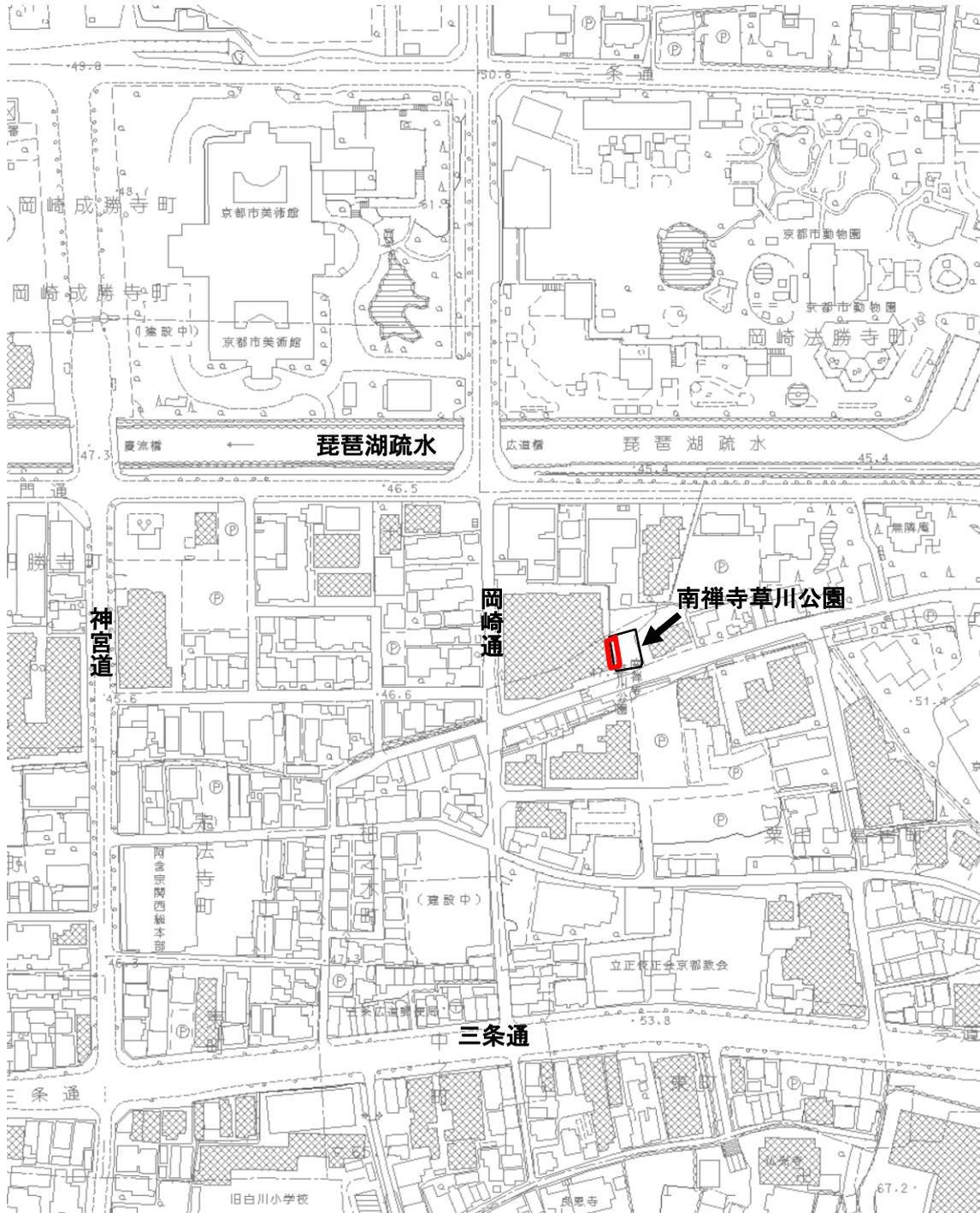
8 特記事項

- 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- 公園が狭小のため、作業範囲が道路上に及ぶ場合は、道路使用許可等の必要な手続きを行うこと。
- 作業の影響が隣接マンション（マジエス京都岡崎）に及ぶことが想定される

ため（ベランダへの枝葉・切り粉の飛散等）、マンション管理者と事前に作業内容に関して調整を行い、本市に報告してから作業を行うこと。

- マンション及び近隣住民には、作業に関するビラ等で事前周知を行うこと。
- 公園利用者等との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故はじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

【 位置 図 】



【 現況写真 】

